

小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金（第2弾）交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金（第2弾）（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、消費生活協同組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等をいう。）又は有限責任事業組合
- (2) 令和4年9月30日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有する者
- (3) 市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付対象者としなない。

- (1) 小山市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者（役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）を含む。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び第13項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 農業を主たる事業として営む者
- (4) 土地改良区
- (5) 市が行う別表に掲げる補助金の交付の対象となる者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者がその業務を行う上で使用した令和5年4月から12月までの間の任意の3か月間（以下「補助対象期間」という。）のガソリン、灯油、軽油、重油、ガス（LPガスを燃料とするタクシーに使用したLPガスを除く。）及び電気に係る費用（以下「燃料費等」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から前年または前々年の補助対象期間に相当する期間に使用した燃料費等の額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、30万円を上限とする。この場合において、当該補助金の額が3万円に満たないときは、補助金の交付の対象としない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、令和6年1月31日までに小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費及び前年または前々年の補助対象期間に相当する期間に使用した燃料費等の金額が分かる書類の写し
- (3) 登記事項証明書、開業等の届出書又は申請の日において市の区域内で事業を行っている者であることが分かる書類の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、各交付対象者につき1回とする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金(第2弾)交付決定通知書(様式第3号)又は小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金(第2弾)不交付決定通知書(様式第4号)により、その旨を当該申請者に通知の上、補助金の交付を決定した申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要領の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(報告及び調査)

第8条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 申請者は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金名	所管課
小山市医療機関運営支援事業補助金	健康増進課